

## 令和4年度 第3回 首里城公園管理体制構築検討委員会 議事概要版

日時：令和5年3月15日（水）10時～12時

場所：ホテル・サンパレス球陽館 パレスコート

### 1. 公園管理センターの増築・改築（資料1）

- 世界遺産である玉陵の隣りなので景観規制等があると思うが、2階建ての建設ができるのか。世界遺産なのに沖縄県と那覇市だけの調整で終わるのか。（委員）
  - バッファゾーンについては、沖縄県文化財課、那覇市文化財課と調整している。那覇市景観条例に適合しているかがバッファゾーンの計画条件となっているので、県の景観評価委員会と那覇市との協議でクリアしていることは確認している。世界遺産であるがゆえに他に調整先が出てくるかどうかについては引き続き県文化財課と調整したい。（事務局）
- （資料1、5頁）首里城公園管理センター内の防災拠点スペースは、日常の業務のなかで物置に使われたりしないように、工夫したほうがいい。（委員）
- （資料1、10頁）基本設計方針図で、真ん中付近に新設で雨水埋設とあるが、雨水槽のことか。（委員長）
  - 雨水埋設管のことである。（事務局）

### 2. 防火設備等の運用体制 正殿工事期間中(フェーズ4)の初動対応等（資料2）

- （資料2、7頁）発災時は工事エリアの警備員、開園エリアのスタッフが対応することだが、見学エリアは別で警備員を雇うのか。（委員）
  - 既に供用している見学デッキ等は県の管理運営のため、開園スタッフ、警備員が配置されるほか、国の事業地管理業務における警備員も配置されている。素屋根の見学スペースの管理については国と県の調整中であるため、どのような配置になるかは未定だが、しっかりと警備員は配置する考えである。（事務局）
  - 素屋根の見学スペースの施設の管理主体が国にあっても、実際には見学エリアは一体なので、できれば素屋根見学エリアもほかの管理エリアと一体のものとして運用ができるように、スタッフの連携や警備員の配置などに配慮してほしい。（委員）
- 例えば台風が襲来しているときにはクローズするなど、見学エリアの運用方針についての議論はされているのか。（委員長）
  - まだそこまで議論はできていない。台風時は開園区域全体の開園／閉園の判断に従う形になると思われる。沖縄県と調整しながら運用について詰めていく。（協力委員）
- （資料2、7頁）火災発生時に、警備員やスタッフが自らの判断または工事警備室からの指示等で対応するというディテールは決まっていたのか。どこが火事かもわからないような状況のときでも、誰が状況を把握して見学者を避難させる、という流れがしっかりしていないと、混乱するだけではないか。（委員）

- ▶ これまでの議論等を踏まえ、指示待ちではないことを示すためにこういう表現にしている。自らの判断のよりどころになる具体的な内容については、設備の整備状況に応じて訓練などを通して整理している状況である。(事務局)
- ▶ 状況に応じて対応するということは、あらかじめ対応ができていないと機能しないので、やはり具体化しておく必要がある。工事エリアとの連携体制、情報交換をきちんとしておくことが前提になる。(委員)
- 発報は誤報もあるはず。発報から火災だと判断されるまでの間、スタッフがなかなか自主的に動けないということがないように、火事であろうとなかろうと発報があったらどうするかというルールがあったほうが現場も動きやすいと思う。(委員)

### 3. 管理運営の仕組みの見直し（資料3）

- この問題を考えるときは、具体的な防火管理の仕組みの問題と、法形式としてどういう形で任せるかという問題とは、分けて考えたほうがよい。(委員)
- 個人的な意見としては、指定管理者制度では管理者が変わる可能性もありノウハウの蓄積や長期の人材育成はできないため、特命随意契約で委託することでノウハウを蓄積することが最も課題解決につながると思う。その際の公平性や管理の緩みの問題については、委員会などを設けて管理の在り方をチェックしたり、契約更新するかを判断するなどの対応が考えられる。(委員)
- 指定管理者制度では、観光と防災の両軸のうち防災に関するコストが削られるかもしれないという懸念がある。随契にすると報酬の決め方も自由設計になると思うので、例えば防災の部分は固定報酬にする、観光の部分は変動報酬にするというような複合的な報酬体系にすれば、この問題点もクリアできるのではないか。このように、まずは特命随契という方針を決め、課題となることを解決するためにどうすればよいかを議論したほうが有効ではないか。(委員)
- 首里城の防災管理が今まで例がないものになってくるので、管理組織や各スタッフがやらなければいけないことは、正殿完成までに明確化しておかなければいけない。これは民間団体ではできないと思うので県側で検討しておかなければならない。どんな問題があって、どんな方向性があるかぐらいは、来年度にある程度、明確化しておかないと間に合わないのではないか。(委員)
- (資料3、2頁)「防災機能の向上を目指す制度(仕組み)の検討」、「継続的な改善に向けた新たな仕組みの検討」は、令和4～7年度の4年間をかけてやるような内容ではないと思う。令和5年度で結論を出してもいいものだが、なぜ令和7年度まで延ばしているのか。(委員)
  - ▶ 「防災機能の向上を目指す制度(仕組み)の検討」において令和5年度までに枠組みを決め、その後にPDCA等細かいことを詰めるため「継続的な改善に向けた新たな仕組みの検討」を令和6～7年としている。令和5年で枠組みが決まっても、それを始動するための手続き等の内部調整を考え、このような形で示している。(事務局)
- 「枠組み」とは具体的にどこまでのことを意味しているのか。(委員)

- ▶ 県がやる部分はどこで、事業者など県以外がやる部分はどこかという仕分けは最低限決めないといけないと考えている。例えば現場での常駐など、具体的な防火管理に対して、法律的な整理も含めてどこまで県が関わったほうがよいのか、関わり方までうまく整理ができればよいと考えている。(事務局)
- ▶ 承知した。指定管理者の契約の中でそれを反映させるのか、あるいは県が自前でやるのか、そういったことについてまでを令和5年度では具体的に検討するという事で理解した。(委員)
- ▶ 資料3、4頁にあるように、首里城公園は一般的な公園とは違い、ロ号国営公園の特徴でもある歴史文化に関する高い専門性が求められたり、大火を経験したことによる新しい仕組みをつくらなくてはならない。委員から提案のあった随意契約の可能性はすべての項目について言えるのかなどの議論がこれから出てくると思う。令和5年度に仮の枠組みをつくり、それを検証する形で継続して、令和8年の目標時点をにらみながら詰めていこうという意味だと私は理解した。(委員長)
- 首里城公園は一般的な公園とは違うことが、指定管理者の競争が働かなかった原因でもあり、この点の見直しもせざるを得ないのではないか。防火管理が重視されることで今後も新規参入業者は出てこない可能性もある。個人的には防火管理、歴史文化、一般的な公園の管理運営の3業務を分割して、それぞれ責任の主体を変えるやり方もあると思う。(委員)
- 首里城公園は見学の用に供するだけでなく、イベントなど多様な利用がなされるという実態があり、その中で防火管理を実現していくことが求められている。責任が分かれると管理側が活用を止めるということになりかねないので、見学以外の活用もあることを頭に入れておく必要がある。(委員)
- 火災があった城郭エリアだけではなく、今後は円覚寺など木造建築物が再現されるエリアも広がっていくことを視野に入れていく必要がある。(委員)

以上